

日本国環境省と中華人民共和国国家林業局との間の

日中共同トキ保護計画

トキは世界で最も絶滅のおそれの高い鳥類の一つである。現在は日本、中国及び韓国に合わせて1500羽余りが存在するのみである。

日中双方は、1985年以来、トキの保護のために協力を重ねてきたが、トキを絶滅の危機から救うためには、“双方の長所を取り入れ、優れた点をもって互いに補い合う”という理念に基づき、これまでのトキ保護協力事業の成果を踏まえ、双方の協力を強化し、共同でトキの回復と発展を一層促すことが必要である。

このため、日本国環境省と中華人民共和国国家林業局が2010年から2015年までの間に実施するトキ保護協力に関する基本的枠組みを次のとおりとする。

1. 計画の目標

日中トキ保護協力の強化を通じて、日中双方のトキ保護事業をより一層進展させ、保護の技術と能力を高めることにより、日中双方のトキの野生個体群（野生復帰個体群を含む。以下同じ。）及び人工飼育個体群を更に発展及び安定させることを目標とする。

具体的目標は、次のとおりとする。

- (1) 野生トキの生息環境の保全、整備等を通じ、野生トキの個体数の増加並びに野生個体群の発展及び安定化を図る。
- (2) 飼育繁殖拠点の拡充・新設、遺伝的系統管理等を行いつつ、人工繁殖を促進し、個体数の増加を図る。
- (3) 生息地域の分散化を念頭に置きつつ、野生順化拠点及び野生復帰個体群の生息環境の整備等を促進し、人工飼育個体群の野生復帰を図る。
- (4) トキの保護増殖に資する調査研究及び人材育成を積極的に進めることにより、トキの個体及び個体群の科学的な保護管理並びに生息地域における地域住民への普及啓発及びエコツーリズムの発展を図る。
- (5) 以上の目標を達成するため、日中双方による人的交流及び情報交換を積極的に進める。

2. 中国側のトキ保護事業

2010年から2015年までの計画期間中に実施する中国側のトキ保護事業は、主に次のとおりとし、中国の「全国野生動植物保護及び自然保護区建設プロジェクト」に含まれる「トキ救済プロジェクト」を実施するとともに、「中国トキ保護全体計画」をより一層充実させる。

(1) 既存の野生個体群の保護

既存の野生個体群の安全と安定的な増加の確保を図るとともに、保護管理能力を高めるため、次の事業を重点的に実施する。

- ① 保護観測ステーションの建設強化
- ② 人工湿地の回復
- ③ 生息環境の改善
- ④ 専門の管理人員の育成・訓練
- ⑤ 地域社会における共同管理の実施
- ⑥ エコツーリズム政策の実施

(2) 人工飼育個体群の拡大

人工飼育個体群が持つ危険性を効果的に低減するため、遺伝構造の優良化と個体数の増加を促進し、人工飼育個体群を現在の6箇所から8箇所以上に増加させるとともに、トキ飼育個体群が存する省・地域を4地域から6地域以上に拡大させるために、次の事業を重点的に実施する。

- ① 既存の飼育繁殖施設の改善
- ② 1、2箇所の飼育繁殖基地の新設
- ③ 人工飼育個体群の遺伝構造の把握
- ④ 全体的な飼育繁殖計画の研究・策定
- ⑤ 専門の管理人員の育成・訓練

(3) トキの野生復帰の実施

野生個体群が持つ危険性を低減するとともに、野生個体群を絶えず発展、拡大させるため、中国側は既に陝西省内において野生復帰試験及び野生復帰事業の実施に成功した。今後は次の事業を重点的に実施する。

- ① 野生復帰に適した区域1、2箇所の選定及び本格的な調査の実施
- ② 保護観測ステーションの建設
- ③ トキの生息環境の改善及び人工湿地の建設
- ④ 人工飼育個体の試験的な野生復帰
- ⑤ 野生復帰個体の生態・行動の観測・研究
- ⑥ 野生復帰個体数の段階的増加による安定した野生復帰個体群の形成
- ⑦ 専門の管理人員の育成・訓練
- ⑧ 地域社会における共同管理の実施
- ⑨ エコツーリズム政策の実施

(4) トキの保護に関する科学研究

トキ保護事業を円滑に進展させる上で必要な技術的支援を確保するため、以下の科学研究を重点的に行う。

- ① 人工飼育個体群及び野生個体群の遺伝構造の分析・評価

- ② 生息環境の重要因子の分析
- ③ 疾病の予防・治療技術の研究
- ④ 生態学的な行動観察及び仮親による孵化の可能性に関する研究
- ⑤ GIS（地理情報システム）を用いた生息地のデータ管理
- ⑥ 個体群の観測及びラジオテレメトリーによる追跡技術の研究
- ⑦ 野生復帰個体の生物学的、獣医学的検査技術の研究
- ⑧ 生態系に配慮した農業のモデル的研究
- ⑨ エコツーリズムのモデルと管理方式の研究
- ⑩ 地域社会経済の研究

3. 日本側のトキ保護事業

日本側の主なトキ保護事業は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく「トキ保護増殖事業計画」に従って進めることとする。その具体的内容は以下のとおりである。

(1) 人工飼育個体群の繁殖

佐渡トキ保護センター及び分散飼育実施地において人工飼育個体群の繁殖を促進するとともに、適切な遺伝的系統管理を行うため、次の事業を重点的に実施する。

- ① 人工飼育個体群の人工繁殖促進
- ② 人工飼育個体群の遺伝的系統管理
- ③ 飼育繁殖施設の拡充
- ④ 飼育繁殖体制の整備
- ⑤ 飼育繁殖のための人材育成

(2) トキの野生復帰の実現

日本側は2008年から新潟県佐渡市において野生復帰事業を開始している。引き続き人工飼育個体群の野生復帰を実現するとともに、野生復帰後における個体群の発展及び安定を確保するため、次の事業を重点的に実施する。

- ① 「共生ビジョン」の見直し
- ② 野生順化拠点の維持管理
- ③ 野生復帰個体群の生息環境の整備及び管理並びにこれらに係る民間活動の支援
- ④ トキとの共生型地域社会づくり事業の実施
- ⑤ 国指定鳥獣保護区計画の検討
- ⑥ 人工飼育個体群の野生復帰の実施（野生順化個体群の訓練を含む。）
- ⑦ 野生復帰個体群の生息状況のモニタリングの実施

(3) トキの保護に係る調査研究

トキの保護に資する技術を確立するため、次の調査研究を重点的に実施する。

- ① 人工飼育個体の遺伝子解析

- ② 人工飼育繁殖技術の研究・開発
- ③ 飼料の研究
- ④ 生理学・病理学研究
- ⑤ 野生復帰個体群の行動・生態に関する調査研究
- ⑥ 地域社会に対する野生復帰の影響・効果の調査

4. 日中トキ保護協力の領域

トキ保護協力の強化は、トキの回復と発展を促進する上で非常に重要かつ必要であること及び日中双方が相互にそれぞれの優位性又は長所を發揮させて実施することが有利であることにかんがみ、次の領域について相互支援、人的交流、情報交換等の協力を積極的に進めることを確認する。

- ① 中国の既存野生個体群の保護
- ② 日中双方の人工飼育個体群の拡大
- ③ 日中双方のトキの野生復帰に向けた取組
- ④ 日中双方が関心を有するトキ保護技術の調査研究・開発

5. 日中トキ保護協力の円滑な実施のための措置（相互支持）

日中双方は、日中トキ保護協力の円滑な実施を確保するため、各々の国の関係法令及び予算の許す範囲内で次の措置を講ずるものとする。

(1) 日中トキ保護協力会議

日中トキ保護協力を円滑かつ効果的に進めるとともに、日中双方においてトキ保護に係る情報交換を強化し、協力を進める上で直面する課題を共同して解決するため、日中トキ保護協力会議（以下「協力会議」という。）を定期的を開催するものとする。

協力会議には、日中双方の政府機関の担当官が参加するほか、必要に応じ、日中双方の地方行政機関の担当者、NGOの代表、鳥類等の専門家を参加させることができる。

(2) トキの個体の交換及び繁殖協力（種源）

中国側は、日本のトキ個体群の遺伝的多様性が低いことにかんがみ、日本側からトキの個体の提供等の要請があったときは、個体の交換又は貸与等の繁殖協力に応じるよう努めるものとする。

個体の交換又は貸与等の具体的な方法については、日中双方が別途協議するものとする。

(3) トキ保護事業の実施方法

日中双方は、それぞれの国のトキ保護事業の実施については、原則として自国が費用を負担して実施するものとする。ただし、中国側の協力事業実施機関（国家林業局）の実情にかんがみ、日本側の協力事業実施機関（環境省）は、相手方に対して次の支援を行うほか、中国側が実施を希望する中国のトキ保護事業に関し、中国側から所要の手續に従って日本側に支援要請があったときは、その所掌の範囲において、日本側の関係機関に協力を

働きかける等の措置を講ずる。

- ① 「トキ生息環境保護推進協力事業」等、環境省の中国トキ保護協力事業の継続的实施
- ② 技術協力プロジェクト「人とトキが共生できる地域環境づくりプロジェクト」への専門家派遣等の実施。なお、中国側では担当室の設置、専門員の配置等の実施。
- ③ 中国のトキ保護事業に参画する民間活動に対して、民間団体の助成金等の導入に関する助言

(4) 技術交流

日中双方は、それぞれの技術的優位性又は長所に基づき、相互に相手国に対する技術的支援を行うとともに、次に掲げる方法により技術交流の促進に努めるものとする。

- ① 鳥類の生態、繁殖技術等に係る専門家、実務技術者等を含めた両国の関係者間の定期的な技術交流のシステムを確立し、技術交流及び情報共有を促進する。
- ② 協力領域において、公開セミナー、ワークショップ等を開催し、鳥類の生態、繁殖技術等に係る専門家、実務技術者等を相互に派遣し、参加させる。
- ③ 両国の共同調査及び共同研究の成果は、日中双方が共有するものとする。また、同成果の公表は、日中双方の同意の下に行うものとする。

6. その他

- (1) 日中双方は、本計画を実施するため、協議を通じて具体的な事項について附属文書を作成する。
- (2) 本計画の実施に当たり問題が生じた場合は、双方の協議により解決を図るものとする。
- (3) 本計画の実施期間は2010年から2015年までとする。実施期間終了後、双方による実施停止の申入れがない限り、本計画に基づく協力を継続するものとする。

本計画は日本語及び中国語により2部作成し、双方が1部ずつ保有する。

2010年8月27日、北京にて

日本国環境省

環境大臣

小沢 鋭仁

中華人民共和国国家林業局

国家林業局長

賈 治 邦